

「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和3年10月4日（月）から令和3年11月2日（火）にかけて「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 概要

「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・ 意見募集期間：令和3年10月4日（月）～令和3年11月2日（火）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- ・ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム又は郵送

2. 意見提出数

3通（意見の件数）

3. 御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	政令案、省令案について意見を求めているはずだが、肝心の政令案及び省令案が示されていない。また、その他所要の改正部分が気になるところである。	案については概要としてお示しさせていただきました。また、「その他所要の改正」とは、技術的改正であって新たな規制や変更を伴うものではありません。
2	規制はやりすぎても、やらなくても自然の循環に悪影響を及ぼすものである。トータルで自然の循環（還元）を本来の姿に戻すような施策を推進してほしい。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。 今般の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正は、従来の水質規制を中心とする水環境行政の大きな転換を図る契機として、新たに水質管理の発想を導入し、「海域ごと」、「季節ごと」の視点も踏まえたいきめ細やかな対応により、瀬戸内海における生物多様性・水産資源の持続的な利用の確保を図ろうとするものです。
3	栄養塩類増加措置を行おうとする場合は、適切かつ公正なやり方で行っていただきたいと考える。秘密的に行うのは不適切である。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、今般の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正において、栄養塩類管理計画を策定する際の手続についても定めています。具体的には、法第12条の6第6項から第8項までに規定されるとおり、関係府県知事は特定施設を設置する工場又は事業上の設置者、住民その他の関係者の意見を聴いた上で、あらかじめ環境保全上関係がある他の都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、環境大臣及び関係行政機関の長に協議しなければならないとされており、適切かつ公正なやり方が担保されているものと考えます。